

浅口市営繕工事における週休2日促進工事実施要領 (趣旨)

第1条 この要領は、浅口市が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、建設現場における労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、週休2日促進工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所等(現場閉所又は現場休息をいう。以下同じ。)を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間(年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は除く。)をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所等の日数(降雨、降雪等による予定外の閉所日数を含む。)の割合(以下「現場閉所等率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 この要領は、浅口市が発注する営繕工事のうち、浅口市長が指定する工事に適用する。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は特記仕様書に週休2日促進工事の対象工事である旨を、その他の工事を発注する場合は特記仕様書に週休2日促進工事の対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

- 2 週休2日促進工事の実施に当たっては、別に定める週休2日促進工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日促進工事において、4週8休以上を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の

掲載価格(材工単価)の労務費をいう。)に1.05を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

(設計変更)

第6条 発注者は、現場閉所等の状況を確認し、対象期間において現場閉所等が4週8休(現場閉所等率が28.5%(8日/28日))未満であった場合は、請負代金額のうち労務費の補正分を減額変更するものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、対象期間において週休2日を確保した上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事から適用する。